

利用者情報に関するワーキンググループ（第20回）

令和7年2月26日

【小玉利用環境課課長補佐】 それでは、ただいまから利用者情報に関するワーキンググループ第20回会合を開始いたします。事務局を務めます、総務省利用環境課の小玉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日もお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

連日の御対応となりまして大変恐縮ですが、昨日に引き続きSPSIの見直しのため、一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム、MCF様から岸原常務理事にお越しいただいております。また、本日後半、一般社団法人新経済連盟から片岡政策部長にお越しをいただきます。個人情報保護委員会に加え、一般社団法人日本インタラクティブ広告協会にオブザーバーとして御参加いただいております。なお、生貝構成員、江藤構成員、そして木村構成員、仲上オブザーバーは本日御欠席となります。

本日も、ヒアリング及びその後の質疑応答を含めて非公開とさせていただきます。非公開の扱いにつきましては、事前に主査の御了解を得ており、理由等につきましては、参考資料20－1を御参照いただければと思います。

それでは、これ以降の議事進行については、山本主査をお願いしたいと思います。山本主査、どうぞよろしくお願いいたします。

【山本主査】 承知いたしました。本日もどうぞよろしくお願いいたします。本日は一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム様、それから一般社団法人新経済連盟様より御発表いただきます。発表及び質疑応答ともに非公開にて開催させていただきます。そのため、まずモバイル・コンテンツ・フォーラム様に御発表、質疑応答いただいた後、入替えて新経済連盟様に御入室をいただき、発表・質疑応答いただく流れで進行させていただきます。

それでは早速ですけれども、まず、岸原常務理事より御説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【岸原氏】 この度はプレゼンの機会いただきまして、ありがとうございます。専門家の皆様ばかりですので釈迦に説法的なところもありますけど、円滑なコミュニケーションをとるために、いくつか基本的なフレームワークも用意して説明させていただければと思

っています。

それでは資料を共有させていただきます。今回資料としては、SPSIに関連したMCFの活動紹介ということで、よく御存じの方もいらっしゃるかと思いますが、改めまして当初SPIを策定した段階からMCFとしてどういうふうに取り組んできたかを業界団体、あるいは事業者の立場として御理解いただくために用意した資料になります。

MCF自体は1999年、iモードが開始されたのにあわせて活動しております。古くは総務省のIMT-2000の研究会のときに3Gが始まるということで、通信からコンテンツへの転換として、当時通信事業者がプラットフォーマーでしたので、iモードのオープン化や、現在のプラットフォーム規制につながるような活動を進めてきました。

それ以外には音楽著作権のJASRACと、着メロ、サブスクの使用料規定に関してNMRCという協議会で交渉を行ったりと、主にモバイルという特性にもなりますが、プラットフォーム事業者との交渉というのが団体としての役割になっております。

MCFにおけるプライバシーに関する取組ということで、実はプライバシーマークという民間のJIPDECが運用している認定制度のモバイルコンテンツ分野の複数ある審査機関の一つになります。それ以外にも、現在は個人情報保護委員会に移管されていますが、当時、総務省と経産省両省所管で最後の認定個人情報保護団体になったということになっています。

この中で、モバイルコンテンツ関連事業者のガイドラインや個人情報保護指針など、認定団体やPマーク制度で参照となっている業界基準の策定と、SPIに関係するところというスマートフォンアプリケーション・プライバシーポリシーのガイドラインを策定しております。今回参加いただいている寺田構成員に御尽力いただいて策定をしているところです。

それ以外に、アプリケーション・プライバシーポリシー自体を普及させなきゃいけないということで、個人情報ではなく利用者情報という立てつけでしたがプライバシーマークの制度に提案を行って、プライバシーマーク制度の中に追加をしたということで、各審査機関はアプリケーションをつくる場合にMCFのガイドラインを参照して審査を行っており、MCFとしてアプリケーション・プライバシーポリシーを掲載することの普及に努めてきたことになります。

アプリケーション・プライバシーポリシーの位置づけについて、通常、こういったガイドライン、考え方として透明性確保、公正性と2つの要素があるかと思いますが、このう

ち、透明性の確保が主な目的になっていると理解しております。当時、ウェブコンテンツ、ガラケーからスマートフォンに変わり、端末内の様々な情報が取得できる、あるいは、アプリケーション自体が他の動作等情報を取得して様々な高度なサービスを提供できるようになりました。それによって実は高度なサービスが提供されるようになったのですが、スパイウェア扱いされるなどで、社会的な問題も発生しておりました。

そのときにアプリ事業者として最低限、果たすべき役割ということで当時、総務省が策定したアプリケーション・プライバシーポリシーを中心としたSPI、これによって業界として最低限、この透明性を確保しよう、アプリ事業者がやっていることを情報公開して利用者が社会に分かっていただくことが最低限必要なことではないかということで、位置づけとしては業界規範的にこれまで運用してきた状況でございます。

そういった点で、今回SPIが改定されたときにMCF内部では非常に戸惑ったのが正直なところでございまして、これまで透明性確保としてやってきたのですが、一方の公正性に関しては、当時から様々な検討が必要だという話はありませんでしたが、日本全体においても公正性に関する議論があまり深まっていないということではないかと思えます。

そういった中で今回、SPIの中にこういう公正性に関するようなこどもの利用者情報であったり、トラッキングであったり、ダークパターンであったりといったものが記載されていることで、業界規範としてはどういうふうに守っていくか、どういうふうに取り扱うかといった議論がありました。事業者としてどう取り組んでいいか、また、公正性という点ではどういうふうを考えていくかということがこれまで議論されておりましたので、我々としてもどう捉えていいか分からないということでした。そういったことから全般的に望ましいとなっておりましたので、業界規範というよりは、業界が参照すべき推奨モデルの参考情報としての位置づけなのかなと理解してきたところでございます。

一方で、このアプリケーション・プライバシーポリシー、SPIは、おそらく世界で初めて主張されて、その後、Appleのガイドラインとかにも載っておりますので、実際の透明性を確保する役割はグローバルにおいても一般化してきたのではないかなと思っています。特にプラットフォーム事業者であるAppleにおいてはアプリのプライバシーというところで採用されておりますし、Googleにおいてもセーフティセクションの中で取得している情報を公開すると、まさにSPIの思想が反映されたものが今、プラットフォームで運用されているのではないかなと思います。

そういった点では当初のSPIの目的というのは十分達成できたのではないかなと考えて

います。そのため、まずは当初の透明性確保という目的自体がSPIによりある程度達成したという評価、検証というのも必要ではないかなと思います。

その上で、公正性に関する議論に関しては進めていかなければいけないと思っておりますので、今回、望ましいモデルを3区分に分けるということの考えも示されているようですが、まずはSPSI全体のコンセプトが明確ではないと、3区分に分けたとしても守るべき事業者には伝わらないのではないかなと思いますので、ぜひSPSI全体のコンセプトも議論をしていただければなと思います。

ここから釈迦に説法的なところもありますが、公正性を考えていく上では、フレームの枠組みとして法律があって、社会規範があって、市場があって、アーキテクチャがある中で、このうち社会規範の中の業界規範という形で位置づけてきたということで、業界規範とは何かということの御理解として用意した資料ということになります。

公正性について、日本においてはプライバシーという概念があまり議論されてない、あまり深まってないのではないかなということで、これは哲学者のアンナ・ハーレントが「人間の条件」の中で、パブリックな領域とプライベートの領域について整理をした概念を図式化しております。

当初、ギリシャのポリスのときにはパブリックとプライベートが分かれていて、公共のところで議論していく役割とプライベートな領域が分かれていて、政治的な関係だったというところが、現在においてはパブリックとプライベートがある程度、一体化されて社会というものになっているというものです。ただ、社会は、プライバシーを守るところから反対のところになりますが、透明性、画一性、あるいは社会として連帯しなきゃいけない、あるいは発言が自由にできる自由が確保されるところが必要で、これを維持するには親密性の部分、プライベートの領域が必要であり、ここでは自由に自分の意思が発揮されることがあってパブリックが成り立っているといった、パブリックとプライベートの関係性から考えていく必要があるのではないかなと思っています。

これを考えていく上で、比例性の原則が非常に重要な部分になってくるかと思います。日本の民間企業ではあまり運用されていないですが、EUの団体と話をした場合には、この比例性原則に基づいてバランスシートをつくって対応していることも聞いていますので、日本において、こういうバランスシートのガイドライン等もつくってみてはどうかなと思っています。

今回、青少年保護というところも一つの要素だということで、青少年におけるこれまで

のMCFの活動としてEMAとMCFの活動を紹介させていただきます。後ほど資料のURLをクリックしていただければと思いますが、EMAにおいてはiOSの中の日本で青少年の利用が禁止されている出会い系サイトを成人区分とする形で、OSあるいはウェブサイトの改善ということを行っています。

iOSの話になりますが、ウェブコンテンツのおすすめリストというものをコモンセンスメディアというアメリカの団体のフレームワークを使って検討し、これまで海外サイトのリストしかなかったため日本のおすすめリストを策定してiOSに反映されております。これは構成員の上沼先生にも御尽力いただきました。

参考事例として、EMAの認定サイト、これは青少年が利用できるコミュニティサイトのコンテンツモデレーションの基準を提示したという役割になると思います。今、オーストラリアにおいては16歳以下のSNSを禁止するということが行われていますが、EMAに関しては年齢に応じて青少年が利用できる能力を身につける目的のために、様々な利用機会の提供を行ってきております。

EMAの活動の知見としては、青少年保護と健全育成という2つの概念があると思いますが、それにより、大きく最終的な結論としては変わってくると思っています。青少年保護だけを突き詰めていきますと利用させないことが一番の結論になってきますが、将来的に成人になってITを使いこなしていかなきゃいけない点では、健全な育成の観点から表現の自由と違法有害情報からの保護のバランスといった利用環境を整備する考えが重要ではないかと思います。表題としては青少年保護ということにあったとしても、青少年のこういった健全な育成、EMAの目的にあるような形のものをぜひ考慮していただければと思っています。

これまでプラットフォームの対応というところでは現在、経産省から透明化法という法律に基づいて相談窓口をMCFで運用している状況です。こういった共同規制の取組のときに必要な考え方として、エンフォースメントとインセンティブのバランスというものが重要だと思います。インセンティブには2通りあると思っていまして、一つは規制を避けるために自主的な取組を進めていくインセンティブ、これはエンフォースメントが前提とした取組になります。加えて民間の自主的な取組としてのクリエイティブなイノベーションで解決するという2つの要素があるかなと思っています。

DPCD（デジタルプラットフォーム取引相談窓口）に関しては現在、主にアカウント停止やアプリのリジェクトといった、Apple、Googleが行う審査やエンフォースメントに対する

相談を受けています。両者ともとても素晴らしい取組をしておりますが完璧ではないので、弊害としてアプリストアによっては誤課金や児童ポルノサイトの配信や、アカウント停止等の誤判定といったものも起きており、MCFが間に立って相談を受けている状況でございます。

MCFでは、青少年保護の取組として健全育成活動としてハッカソン「SPAJAM」の活動といったものを行っています。現在、スマートフォン新法が今年の年末に施行する予定ですが、これは新たなフレームワークに対応した社会制度というものをつくっていかなくちゃいけないと考えています。

昨日、Appleさんがプレゼンした資料であったアプリストアの認証制度、アプリの公証制度が新たに始まっているというところについて。公証制度あるいはGoogleによるGoogle Playプロテクトというのはセキュリティ上のチェックということで、技術検証的なところでもありますので、プラットフォーム事業者としてOS環境を維持する点で対応していただくことも必要だと思いますが、将来的にはアプリストアの認証制度自体は第三者機関による認証制度に移管すべきではないかなと思っています。

イギリスにおいては、アプリストアのガイドラインが既に策定されております。一方で、日本においても2014年にKDDIさんからの提案でITU-Tにアプリストアのセキュリティ基準がサプリメントルールとして認められております。こういったもので、第三者機関としての認証制度を移管していくべきではないかなと思います。

ペアレンタルコントロールに関しては、iOSとAndroidとで提供している機能が異なり、iOSに関してはOSの中にスクリーンタイムとして提供されており、Androidに関してはアプリストアの中で設定されることになっています。これが外部の決済機能やアプリストアに関して、OS機能のオープン化とAPI等による提供といったことが全体的な環境整備として必要ではないかなと思います。

また、Appleにおいては独自のレーティングシステムというものがありますが、それ以外アプリストアに関しては、ほぼIARCという国際レーティング機関を採用しています。その良さは、最終的には表の上に書いてあるESRB、PEGIなどの各国の監視機関が再評価をする、第三者性が担保されているということで、非常に公平性が担保されたいい仕組みだと思います。そういった点では、OSの中でこういったものを選択できることも今後の検討として必要ではないかなと思っています。

私からは以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。

【山本主査】 どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして構成員の皆様から御意見、御質問ございましたら御発言いただければと思います。いつものとおりですが、チャット欄に御発言された旨を書き込んでいただければ、こちらから指名させていただきます。よろしくお願いいたします。大体お時間、11時ぐらいまでということでございます。

【岸原氏】 追加でコメントよろしいでしょうか。

【山本主査】 はい。

【岸原氏】 昨日のAppleさんの資料の中にもありましたが、先ほどのレーティングに関しては今、調査中でございますので調査の上、こういった機能のAPIの提供やオープン化が必要か、また提案をできればと思っております。

一方で、公取委の検討会でも、決済機能についてのペアレンタルコントロールの必要性が示されている状況ですが、決済機能についてもペアレンタルコントロール的な青少年保護の仕組みは必要ですが、サードパーティの決済が危険、信用できないというような論調が見受けられていますが、ここは現実には合っていないのではないかと思います。

既にiOSにおいてはリーダーアプリ、音楽配信や動画配信の決済機能はオープン化されて外部決済がリンクで可能になっています。今回の決済機能のオープン化の先例ということになりますが、現在まで大きな問題は特に指摘されていないところです。

一方で、日本人が決済や電子決済が苦手かということそうでもなく、コンビニに行けば分かるのですが、決済端末で20種類以上の決済手段、様々なポイントを使いこなしていることとなります。Appleの垂直統合されている仕組みはとても素晴らしいのですが、決済自体は既に日本国民全部にオープン化されて利用されている状況だと思います。

一方で現在、DPCD相談窓口で規約などに関して、AppleやGoogleに要望することはできていますが、今、最も日本において足りないのが技術検証ではないかなと思います。技術検証をやる機関が存在しないため、現在、Apple、Googleが提供するSDKとかAPI、あるいはエンフォースメントのためにAIの検知機能とかいうものの検証ができておりません。プラットフォーム事業者から提供されているシステムでバグが起きたり、また、端末から解析改善や、AI機能の利用目的で端末情報の大規模な収集というものが行われています。

その検証を行う上では技術的な能力を持つ組織が必要ではないかなと思いますので、日本独自でつくるのもあると思いますし、国際機関として恒常的に巨大プラットフォーム事業者の技術的な点を検証する組織といったものが必要ではないかなと思います。そうしな

いと、こういったものを我々は単純にもう受け入れるだけしかできないことになっていきます。日々GoogleやAppleと交渉していますが、ここはもう信用してください、それ以上はセキュリティの問題があるので開示できませんと言われて終わりということもあります。我が国又は国際機関として独自に検証する機関が必要ではないかなと思っております。

【山本主査】 ありがとうございます。補足の御説明いただいて。

その間に御質問、手が挙がっているところでございまして、まず、米田さんから御質問をお願いできればと思います。

【米田オブザーバー】 今日はいろいろと具体的にありがとうございます。オブザーバーの米田でございます。

教育的な立場から2つあり、一つは育成と保護は大きなポイントだと思いますが、特にその中で年齢に応じて使いこなす能力について、もう少し具体的にどういうふうに考えられておられるかお伺いしたい。

また、補足のところでもあった決済に関して、保護者、生徒・児童、教員が弱いところなので、その辺り、うまく周知徹底いただけるようにしていただけるとありがたいと思っております。

以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。

それでは岸原さん、御回答お願いできますでしょうか。

【岸原氏】 年齢に応じてという点に関してはアプリのレーティングで大体4段階で分かれています。一番上は成人コンテンツが17プラスであり、保護者のペアレンタルコントロールとしては、その下の12プラスなどに設定すれば、成人のコンテンツのアプリがダウンロードできないなどの、設定ができます。

検証中なのでまだはっきり分らないですが、EUのAppleさんの資料を見ると、こういったペアレンタルコントロールに関しては、決済機能以外に関しては機能すると書いてあり、代替アプリストアや、外部から自由にダウンロードしたものにもペアレンタルコントロールが機能すると読めます。

昨日の資料では、決済以外のところは特に説明がなかったのでどうなっているかわからないですが、iOSに関してはOS機能としてペアレンタルコントロールが提供されていますので、代替アプリストアに及ぶ状況なのか、あるいは及ばないのであれば、先ほどのIARCのような形のレーティングの仕組みを導入して入れることになります。

また、OSで一体的に提供する必要性について、Androidでは保護者が都度ストアごとに設定していかなければなりません、iOSに関してはOSでコントロールされています。APIを公開して一括設定できるというのではないかなとは思っています。ただ、実際問題、ファクトがまだ分かっていませんので、現在調査をしているところになります。

決済に関しては、いろんなものがあると混乱するとよく言うのですが、実際には、いろんなポイントを使ったり、何とか経済圏でこれほど決済の仕組みを使いこなしている国民は世界を探してもないのではないかなと個人的には考えております。何かこれまで行ってきた決済が自由になると、不安という感情で考えるよりは、日々使っている決済の利用状況などから考えていくのがいいのではないかなと思います。

その一方で、一定の課金の上限や保護者の認証などを新しい配信環境に合わせて考えていくことが必要なのではないかなと思います。新法が施行される中で様々なフレームワークができてきますので、総務省や公取委といった政府機関の力をお借りして周知などにつなげていけるとよいのではないかなとは思っております。

【山本主査】 ありがとうございます。米田さんは少し抜けられるということですので、後でお戻りのときにまた、もしコメントがあればお願いいたします。

【米田オブザーバー】 ありがとうございます。

【山本主査】 ありがとうございます。太田さんお願いします。

【太田構成員】 DataSignの太田です。御説明ありがとうございました。いくつか質問をさせていただきます。

まず、御発表の中でSPSI全体のコンセプトを明確にすべきであるとか、事業者としてどのように取り組んでいるか、分からないといったお話をいただいたと思います。SPSI全体のコンセプトを明確にすべきというところについては、SPSIの前文の中でもいろいろ書いてありますけれども、資料の4ページにおいて保護するだけでなく青少年の健全な育成にも力を入れるべきだということでしたが、青少年の健全な育成という観点でもSPSIに内容を含めるべきだというお考えなのかお聞きしたいのが1点目です。

もう1点がインセンティブについて、エンフォースメントとインセンティブのバランスが必要であることや、共同規制においては企業、団体のインセンティブが重要だというお話もありましたが、今回このSPSI、プライバシーやセキュリティに対してどういうインセンティブがあると事業者が動きやすいのか。何かアイデアがあればお聞かせいただければなと思いました。

以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。

それでは岸原さん、お願いいたします。

【岸原氏】 青少年保護に関しては、総務省から、こちらのワーキンググループで検討しているので触れていただきたいということで、MCFの考え方を示したものですので、SPI自体のコンセプト自体がはっきり分かりませんので、これを含めるべきかどうかに関しては、私たちからは意見は特にないところです。

そういった意味ではコンセプト自体、これまでMCFが考えていた、業界規範的なものなのであれば、もう少し事業者や団体とのコミュニケーションをとって、実際につくったときに、きちんとそれが運用されるレベルから随時アップデートしていく必要があるのではないかと思います。

ただ、一方で先ほど当初の目的、透明性確保という点が既に達成できたということで、今後はこれをある程度、推奨すべきガイドライン的なものとして位置づけるのであれば、そういった点を明確にした上で今後取り組んでいくという2つの方向性があるかと思います。

プライバシー、セキュリティのインセンティブについて、先ほどお話ししたように一つは規制、当初このSPI自体をMCFとしても関与して普及に努めてきたのは当時、プライバシー、利用者情報の利用がどこまでがよくて駄目なのかという公正性的な位置づけがはっきり分からずに、一方で社会的な問題ということで、事業活動が行き詰まることが起きてきていた実態があり、その中で事業者として最低限透明性確保を行うSPIに準拠して社会的な責任を果たす、社会に対してある程度、オーソライズするのが総務省のSPIの立ち位置だったと思います。それによって事業者が安定的に事業活動できることがインセンティブの一つとして、ある程度普及してきたのではないかなと思っております。

これに限らずだと思いますが、いろんなインセンティブの提供の仕方はあると思いますが、過去の知見からはそういう状況でした。

【太田構成員】 ありがとうございます。

SPSIでどこまでがよくて、どこからが駄目なのかといったところをちゃんと示すことで、事業者はそれに則って安心して事業活動ができることがインセンティブにつながるというお話だと理解しました。そこは僕もすごく重要な視点だと思っておりまして、特にダークパターンのところなどは結構もやっと書かれていて、結局どこが駄目なのというところは

分からないような状態だと認識しておりますので、そういったところも改善する余地があるのかなと思いました。

以上です。ありがとうございます。

【山本主査】 ありがとうございます。重要な御指摘をいただいたと思います。

それでは森さん、お願いします。

【森構成員】 ありがとうございました。森です。岸原さん、御説明ありがとうございました。長い間、スマートフォンアプリの安心安全の問題に携わってこられたことを改めて認識しました。岸原さんの御説明に関して、2点お尋ねしたいと思います。

1点目は透明性と公正性について、御説明では、これまでのアプリプライバシーポリシーは、透明性に関するものであったのだということだったと思います。つまり公正性の話ではないというニュアンスとして受け取られましたが、私の認識とは異なりまして、この改正前のSPIにおいても、SPIの目的というのは利用者が安心安全にスマートフォンを利用することで、さらにブレークダウンされていて透明性の確保や利用者関与の機会の確保、適正な手段による取得の確保、適切な安全管理の確保、苦情相談への対応体制の確保、プライバシーバイデザインとなっていたわけです。その中の多くの部分が透明性に関することであろうかと思いますが、公正性に関するものもあり、例えば安全管理はそうだと思います。

そのため、これまでも公正性の要素というのはある程度、現行のSPIに入っていたのではないかと思いますので、そんなに今回の改正が非連続的なものではないものだと思っております。これまでSPIに入っていた公正性の部分、透明性を超える部分ということについて、岸原さんがどのようにお考えであったか教えていただきたいのが1点目です。

2点目は、本日限りの資料で、スマホソフトウェア競争促進法の効果もあって、プラットフォーム事業者によって垂直統合されていたものをオープンにしていく図が示されていましたが、その際の決済のオープン化の可能性の話、セキュリティのオープン化の可能性の話は伺えたと思いますが、プライバシーについてオープン化された場合にどのような基準等によって運用されていくのかについて、何か基準やレーティングなど、そういうものがあれば教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【山本主査】 ありがとうございます。

それでは岸原さん、お願いいたします。

【岸原氏】 森先生がおっしゃるような要素、これが公正性に関するものかどうかとい

うところ、学術的に私が発表しているわけではないので、何も入っていないことを言うつもりは全然ありません。

一方で今、おっしゃっているようなセキュリティの確保とか、公正性に関しては大体体制整備というところが日本においてこれまで行われてきたことで、その先の、ダークパターンなどに関しては、まさしく通常のマーケティング活動なのか、それとも詐欺であれば刑罰的な問題になると思いますが、消費者の誤解を与えたり望ましくないものに関して、フェアにどのような取引を行うかという議論はあまりされてないのではないかなと思います。

また、個人情報保護法では適正な取得は最初から法律にありましたが、利用の適正性に関しては条文がなかったと思います。リクナビ問題などが起きて、当時は個人情報の第三者提供のところである程度改善を求めていくということだったと思いますが、まさしく倫理的な部分、公正性という点で判断しなければいけないということで不適正利用の禁止というものが追加されたと理解しております。入っている、入っていないと言いたいわけではなく、もっと議論を深めていく必要があるではないかと考えています。

そうしないと事業者としても、特に日本の事業者には、海外事業者に比べると、詐欺的に引っかけて儲けてやろうという事業者はある程度少ないと理解しております。その中で通常のマーケティング活動自体が行き過ぎるところが、ダークパターンのような要素になると個人的には考えていますが、その点についてはフェアな取引という議論をもっと深めていかないと、今回SPIで書かれている1枚での説明みたいなものでは理解がしづらいのではないかなと思います。これは業界だけではなく、全体でもっと議論を深めていきましょうという提案だと御理解いただけると思います。

プライバシーに関しては、まさしく今、SPIがやっている、あるいはGoogle、Appleが行っている、透明性確保としての取得している情報、あるいは今回、電気通信事業法で改正された外部送信規律に関しては、Googleが新しく提供しているセーフティセクション、この中に送信先の名称が追加されれば法律にも準拠されるので、そういったものが追加できないかというような交渉を行ってきておりましたが、基本的にはグローバルの仕組みなのでなかなか対応しづらいということで、現在は各事業者においてアプリケーション・プライバシーポリシーで対応している状況になっていると思います。

透明性については既にプラットフォーム事業者のアプリ事業者も対応していますので、SPIを提案してきた総務省の立場としては、そういう望ましい方向で標準化されてきてい

ますが、いろんなところに情報が分散化しているところがありますので、Appleが出しているアプリのプライバシー、Googleのセーフティセクション、SPIでの公開事項を検証した上で、次にアプリ事業者として足りない部分を公開していくのかといった点を検証していたら、今後プラットフォーム事業者に依存しないような形でオープン化されたとしても、最低限のプライバシーの対応がされるのではないかと思います。その上で、公正性の部分として、一つはトラッキング的なところもあると思いますが、これに関しても、ある程度理解が進んでくると思います。解析と改善ということで大規模に端末情報を取得してストア運営に生かしているところ、どのようになされているのか分からないので評価できませんが、先ほどのプライベートな意思の自由が、プライバシーとして重要だと思いますので、これを考えていく上では単に広告だけの問題なのか、あるいはストア全体として、個人の意思に過剰に介入しているのかといったことも考えていく必要があるのではないかなと思います。

繰り返しになりますけど、日本においてはまだまだ議論が足りない、私が勉強不足だというだけかもしれないですが、少なくともアプリ事業者の立場として、まだ理解が進んでいない状況にありますので、そういったものはぜひ皆様方で議論を深めていただけるといかなと思っています。

私から以上でございます。

【山本主査】 森さん、いかがでしょうか。

【森構成員】 ありがとうございます。公正性についても後ろ向き、警戒されているというよりは、むしろ、その議論を深めて行くべきであるという御趣旨であったと理解しました。ありがとうございます。

【山本主査】 ありがとうございます。

それでは薦さん、お願いします。

【薦オブザーバー】 弁護士の薦と申します。お話いただきましてありがとうございます。

1点、途中のスライドの中にアプリストアに関するスライドがあったかなと思っているのですが、その中で御説明があった内容としてアプリストアの審査ですかね。それを将来的には第三者機関に、というお話があったと思いますが、その審査を行う第三者機関として、民間の企業、団体を想定しているのか、それとも公的な機関を想定されているのか伺いたい。

また、関連して、私はオブザーバーとして、セキュリティの観点でこの検討会に参加しているところ、危惧しているのは、悪徳なアプリストアが出てきて、そのストアにおいてすごく悪徳なアプリ、特に今日のテーマでも、青少年保護の観点から、青少年にとってよろしくないアプリをアプリストアとアプリ提供者が結託して提供されることを危惧しています。

そうなってきた場合に、アプリストアとして何を備えるかというところもちろん重要ですが、アプリストアの正当性を誰がどう判断するかについても重要だと思っています。そういった、アプリストア自体を第三者機関が見る場合に、こういった観点で何を見るべきなのか、そして、その能力を備えているところとしてはどういうところがあり得るのか、お伺いできればと思います。

以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。

それでは岸原さん、お願いいたします。

【岸原氏】 前提条件としてアプリストアの審査に関しては、Googleさんに関しては、ストア自体はワーニングだけで利用者の自己責任といたしますか、承諾によって提供できるようになっていたのですが、最近はある程度、認証されたアプリストアとして、Googleが第三者ストアを審査していくものが出てきておりますので、大体同じ方向になっていると思います。将来的には国際機関的なところに移行すべきだと考えていますが、現状では、アプリストアの審査はiOSに関してはAppleが行っております。そのため、今のような懸念に関してはアプリストアの一定の審査をAppleが行うことで担保されています。

しかし、最終的には競争によって消費者利益、多様なコンテンツや価格の低廉さといったものを実現していく上では、競争相手が審査することはあまり望ましくないと思っています。日本においてITU-Tに提案した当時は、プラットフォーム事業者が行うのではなくてまさしく第三者機関、第三者が行うことによって担保していく考えで提案したのですが、時期が早過ぎたのだと思いますが、今検討していくべきだと思います。

同じような動きとして、現在英国においては英国政府が作成したアプリストアのガイドラインが公開をされています。特に強制力あるものではないので、今後まずは基準をどうするかという点、そして、それを審査する機関、おそらくISOとかのフレームワークを使って、基準をつくる機関と審査を行う機関は分かれた方がより柔軟に対応できますし、公正性も担保できるかと思います。

こういった基準があるかについては、後ほど総務省にお伝えしておきます。英国のガイドラインの中ではいくつかのポイントがあり、運営のチェックをするであったり、アプリの検証の問題だったり指摘されていますので、それを御参照いただくのに加え、日本から提案したITU-Tの中にはセキュリティ基準として、アプリストアについてこういったセキュリティのチェックをすべきであるといったことが書かれておりますので御参照いただければと思います。

【薦オブザーバー】 ありがとうございます。

【山本主査】 ありがとうございます。

SPSIの全体のコンセプトなどの話がありましたので、事務局の総務省から、もし何かこれまでの議論でコメントするところがあればと思いますがいかがでしょうか。

【小玉利用環境課課長補佐】 ありがとうございます。

SPSIのコンセプトについて、最新の改定では業界規範とまでは言っていないですが、アプリ事業者等が実施したほうが望ましいベストプラクティスというものとして、位置づけを明確化したという考えではありますけれども、MCFさんからの御指摘としては、現場の個々のアプリ事業者においてどれだけ理解していただいているのかといった問題意識だと思いますので、そうしたコンセプトもお伝えしつつ周知啓発には努めていきたいと思っています。

本日御議論ありましたように公正性の点も含むようなアップデートすべき事項が青少年保護はじめとしてありますけれども、そういったところも含めて議論を行いアウトプットを出した上で、周知啓発をやっていくということだと理解しております。ありがとうございます。

【山本主査】 ありがとうございます。

岸原さん、何か付け加えることがございますでしょうか。

【岸原氏】 先ほどSPSI自体はコンセプトが明確化されているということでしたが、業界規範とどう違うかということも、単に周知啓発すれば守るようになるものではないと思われるということで御理解いただければなと思います。

正直なところ、意欲的な取組が示されていていいと思いますが、業界規範として機能するかというところ少し難しいかなと思っています。そういった点は企業団体のインセンティブ、実際に守っていくところの意識づけをどういうふうに設計していくかというところがないと、単に周知しているだけでは、参考情報としてはとても素晴らしいですが、我々として業界規範として取扱うことは難しいと思っています。

一方で、寺田さんとかに御尽力いただいて作成したアプリケーション・プライバシーポリシーのガイドラインは、普及させていく上で重要な役割を担ったのではないかなと思います。最終的にどうすればいいというところまで、ひな形までつくって提供しており、MCFの立場としては、会員だけに公開する方が、会員が増えたりしていいのですが、業界全体で進めなければいけないということで、一般公開して誰でも参照できるようになっています。それによって、いいか悪いか分からないですけどコピー的に利用をするようなこともありましたが、ハードルを下げて、それ自体を導入しやすくなるまでつくり込みを行っていく必要があるのではないかなと思いますので今後ぜひ御検討いただければなというところです。

以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。非常に重要な御指摘をいただいたと思います。透明性については、だんだん足並みがそろってきて、事業者様の御努力によってプライバシーポリシーも多く事業者さんが公表するところまで来ています。

今回の改正では、それを超えてグローバルな動きとか法制度の改正を踏まえて、どのように我々としてさらに底上げできるかといった点があったのかなと思います。ただ、先ほどのダークパターンであったり、ノーティス・アンド・コンセントみたいな単純な透明化だけだと、なかなかプライバシーポリシーを読まないといった問題や同意疲れ問題が解決されない。ではどうすればよいかという実質的なところが問われてくる中で我々はかなり議論をしてきた。しかし、その部分についてまだ十分周知も足りないところがあるのかもしれませんし、あるいは具体化のところでもまださらに深掘りしなければいけないところがあるのかなと、今日の御議論を伺っていて思った次第です。

SPSIがさらに使われていくために皆さんとも対話をしながら努力をしていきたいと思っています。岸原さん、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

【岸原氏】 どうもありがとうございました。

【山本主査】 ありがとうございます。

岸原様はここで御退出と聞いておりますので、本当にありがとうございました。貴重な御指摘いただきました。

新経済連盟様の入室が完了次第、次の発表に移りたいと思います。事務局で確認をお願いいたします。

それでは、新経済連盟様の御発表に移りたいと思います。

それでは片岡さんより御説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【片岡氏】 では、こちらの資料に沿って御説明いたします。本日はお時間をいただきましてありがとうございます。新経済連盟からSPSIについて、今後検討を深めていくべき事項への意見を申し上げたいと思います。

今回意見が聞かれているものとして、スマートフォン・プライバシー・セキュリティ・イニシアティブの望ましい事項を再整理することについて一つ論点としてあったと思います。まずは、そこについて意見を申し上げたいと思います。

新経済連盟はいろいろな事業者が会員として加盟しておりますけれども、特に多いのがアプリケーションを提供する事業者になると思いますので、その観点での意見が多いことになります。まず、2012年以降、SPIの存在が民間事業者においてプライバシーポリシーの掲載率の向上に寄与したことはワーキンググループの報告書でも書かれていました。このことは非常に評価すべきことだと思ひまして、こういった指針の存在が民間事業者の底上げに寄与しているということだと思ひますので、こちらを充実したものにしていく考え方自体はそのとおりだと思っております。

今、SPIにセキュリティも加わってSPSIになっているわけですが、SPSIに盛り込まれている各事業者が取り組むことが望ましい事項の内容が大分広がってきているのが見てとれますので、充実とは言っても内容がどんどん膨大になってしまうと、底上げを図る意味で、事業者が参照、実行するに当たって使いやすいものかということ、そうではなくなってしまうのではないかという懸念も抱いております。

特に直近の改定では、サイバーセキュリティだけではなく、キーワードではありますけれどもダークパターンやプロファイリング、こども等といったいろんな新しい観点が追加されていますので、今般、青少年保護に関する項目についても検討が予定されていると認識していますので、どんどん内容を膨らませていってしまうと、かえって事業者が参照しなくなってしまうのではないか、実行しなくなってしまうのではないかということが懸念されます。

そのため、まずこの整理をするに当たっては、そもそもSPSI策定当初の趣旨や目的に立ち返った上で、スマートフォンアプリの利用者情報の保護という切り口がスタートだったと思いますので、そのスタートからシンプルで、目指す方向性を理解しやすく、参照、実行しやすい指針になるように再整理をしたほうがいいのではないかなと思っております。

もちろん初心に立ち返ったときに当初の趣旨のままでいいのか、目的を変える必要があるのかという議論はあり得ると思いますが、あまりにも広がり過ぎてしまうと、そもそも何のためにあるものだったのかがぼやけてしまって、どういった事業者が参照すべきなのかも知れていってしまうと思いますので、しっかり中心をどこに据えるか、どういう観点で整理するかというのを明確にした上で、事業者の底上げに寄与するような中身になる方向で再整理されるといいなと思っております。

続きまして、同じく再整理に対する意見ですが、今、内容が大分広がりを見せていますので、各項目の再整理を試みることで自体にはもちろん違和感はありません。先ほども申し上げたとおり、本来の目的が何かということを踏まえた上で再整理をしていただきたいなと思っているのですけれども、今般、提案として望ましいとされている項目をレベル分けしてはどうかということが提案されていると思います。

レベル分けというのも一つ、再整理の方法としてあり得ると思っていますのですが、それぞれのレベルがどういう意味を持つのか、定義をしっかりとつくった上で、それを明確化する必要があるだろうと思っています。レベル分けをする際も、もともとのSPSIの目的を踏まえた上で、その観点からレベル分けをする必要があると思います。

それから重要になってくるのが、義務的事項というような書き方をすると、法令との関係がどうなるのかが事業者にとってはとても気になる場所ですので、法令との関係を踏まえることで義務的事項がより分かりやすくなると思います。関係する法令等とのひもづけを明記するのがいいのではないかと思います。

そういった法令との関係を明記、整理するに際しては、電気通信事業法、個人情報保護法とで対象事業者が違ったり、法令によっては対象の事業者とそうでない事業者もあると思いますので、その違いに留意した上で法令の内容が拡大解釈されないようにしてほしいと思います。例えば法令では対象になっていない事業者であっても、全部義務的事項として書かれると、ずれが生じますので、その辺りをしっかり整理いただいたほうがいいと思っています。

また、義務的事項についてまず定義が必要だと思いますが、法令上、義務となっている内容と、それを実現する方法は違うものだと思っております。例えば同意を取るという義務があるとして、同意取得の方法というのは複数あると思います。もちろん、それでできれば一番確実な方法や、こういう方法はやめたほうがよいのではないかとといったものはあるかもしれないのですが、義務的事項として書くのであれば中身の話なのか、方法の話

なのかということはしっかり区別して、例えば中身としては義務だけれども、やり方はいろいろある中で、例えば一番厳しいやり方を義務的事項として書いてしまうと混同してしまいますので、その辺りは区別していただきたいと思っております。

義務的事項の定義について、ワーキンググループの第18回の資料18-3で、「法令上義務とされている事項又は利用者情報の保護に関する基本的な事項」と書かれていますが、法令上義務とされている事項というのは理解できるのですが、基本的な事項を義務的事項と表現するのが果たして適切なかどうかは疑問がありますので、今後レベル分けをした上で、そこにレベルの名前と定義づけをするに当たっては、中身と名称にずれがないようにしていただきたいと思っています。

どういう目的で異なるレベルの取組を記載するのか、その両者を区別するメルクマールは何なのかを、趣旨や目的に立ち返って分かりやすいように示す必要があると思っています。そうすることで目的という共通の理解をした上で、それぞれの事業者がこれをやろう、次のレベルとしてはこれをやってみようみたいな、前向きな取組につながる可能性があると思っていますので、この辺りはしっかり趣旨に立ち返って確認していただくのがいいのではないかなと思っています。

こちらも再整理に関する意見でございます。総務省の管轄ではありませんがスマホソフトウェア競争促進法という新しい法律ができて、施行はまだですが、そちらで指定事業者の禁止行為の正当化事由としていくつか挙げられています。それと今回再整理を試みているSPSIの記載事項と、これから整理した上でレベル分けをする義務的事項、望ましい事項、先進的事項とがどういう関係性になるかについては非常に強い関心を持っております。

そもそもスマホソフトウェア競争促進法ができたことで、アプリ提供事業者としては今まで提供しようと思ってもアプリストア側から拒否されてしまっていたようなアプリケーションについて、どういう観点で正当化事由を言われてしまうのかが気になっていますので、この関係性には大きな関心を抱いているところです。

アプリ提供事業者とアプリストア提供事業者が各の役割を果たすのは非常に重要だと思っています。SPSIの目的に対して、それぞれの役割で果たすべきことを果たしていくことになると思います。例えばスマホソフトウェア競争促進法ではセキュリティ、プライバシー、青少年保護といったものが正当化事由の事例として挙げられているわけですが、これらを例えばアプリ事業者が各々の立場できちんと守るようにSPSIで項目立てられている、

それを守っていればいいということであれば分かりやすいのですが、例えば、アプリストアからアプリ提供する場合には、アプリストア事業者に判断を委ねられてしまう、事業者が自分たちで実施することができなくなってしまいますので、その観点には注意をいただきたいなと思っております。

我々としては、スマホソフトウェア競争促進法における指定事業者の禁止行為の正当化事由とSPSIの記載事項、特に義務的事項、望ましい事項、先進的事項、ラベル分けしたものがどう関係するのかによっては、OS・アプリストアを提供する指定事業者がそれらに合致していることの判断も一方的に行ってしまうことによって、もともと禁止されているはずの行為を正当なものだと主張して競争環境を阻害してしまうことが懸念されますので、そこに注意した上で、基本的にはそれぞれの立場でどういうことをやったらいいのかが分かりやすいようなSPSIになることを望んでおります。

それから、法的義務を超えた事項への取組状況が、義務的事項、望ましい事項、先進的事項への対応状況を指定事業者に委ねることで、スマホソフトウェア競争促進法における禁止行為が安易に正当化されるようなことがないようにしていただきたいと思っています。

ここまでが再整理そのものに対する意見でございます。

次に、今回青少年保護に関してSPSIで盛り込んではどうかということが言われております。そこに対する意見を申し上げたいと思います。

青少年保護自体はすごく重要なことではありまして、これに関して、それぞれの事業者がそれぞれの立場、役割でどういうことを果たしていったらいいのかを整理する、考えるのは大きな意味があると思いますが、SPSIは基本的には利用者情報の保護や、取扱いの適正化ということを目的につくられている指針だと思っていますので、ここにそのまま青少年保護に関する事項が盛り込まれるのは、本来の目的や趣旨からは大きく離れてしまう印象がありますので、ここは違和感があります。

特に青少年保護といったときに、どうしても関わってきてしまうのが中身の話だと思います。コンテンツの中身まで入ってきてしまうと、どうしても青少年保護という観点からはグレーゾーンというか、なかなか立ち入ることが、言論の自由や表現の自由への介入になってしまう、あるいは青少年の知る権利の制限につながり得ることも想定されてしまいますので、青少年保護の取組として事業者がやるべきことの中身を考えるに当たって、どういうことを対象に指針を考えるのかは非常に大きなポイントになると思っています。

ここでも法令との関係が重要だと思っていまして、この下の3ポツ目に書いているよう

に、12月に出していただいていた資料を見る限りは、現状分析ということで青少年によるインターネット利用動向の1ページが載せられていましたが、青少年保護の関係法令等の整理がされていませんでしたので、そういった法令がどうなっているかという整理とともに、青少年保護の観点で事業者が取り組むとよい事項として、どのような項目の記載があり得るのか、関係法令は何かを考えていただくのがよいと思います。

SPSIのようなやり方をするのであれば、レベル分けをすることになると思いますが、それが一体どのレベルに当てはまるのかはかなり慎重な議論を要するものなのではないかと思っていますので、注意して議論していただきたいなと思っています。

法令の話をしましたけれども、法令としては青少年インターネット環境整備法というのが主なものとして出てくると思います。その関係では、事業者が取り組むべき事項として取り上げる観点としては、コンテンツの中身というよりは例えばレーティングや、ペアレンタルコントロール、フィルタリングといった、機能や手法に着目して関係事業者の取組を確認し、多くの事業者がやっているようなことがあれば、書き出してみるなどが考えられます。その中には先進的な取組があるかもしれません。こういった機能や手法に着目していくと、事業者としても青少年保護のためにこういう機能や手法を整えて、その上で中身の判断はそれぞれの事業者が行うになると思いますので、機能と手法に着目することでほかの事業者が参照しやすいものになり得るのではないかと考えているところです。

新経済連盟からの発表は以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。大変貴重な御指摘をいただいたと思います。

それでは、ただいまの御説明につきまして構成員の皆様から御意見、御質問がありましたら御発言いただければと思います。チャット欄に御発言されたい旨を書き込んでいただければ、こちらから御指名させていただきます。いかがでしょうか。

寺田さん、お願いいたします。

【寺田構成員】 御説明ありがとうございます。

かなり大きなくりの中での物の見方になっているかと思いますが、特に気になったことが1点ありまして、随所にSPSI策定当初の趣旨や目的に立ち返りという部分があるのですが、現在のSPSIの議論について、どこが当初の趣旨や背景と異なってきているのか、もう少し具体的にお話ししていただければありがたいと思っています。

特に青少年保護に関わる部分について、利用者情報の中に当然、青少年の情報というの也被含まれており、これについては特に低年齢になればなるほど自己の情報についての認識

が乏しいことから、事業者は、より慎重に扱うべきということで議論しているところだと思います。この点についても、大きく離れているといった御異論があるとおっしゃっているのかなと思いましたので具体的なところを教えていただければと思います。

また、アプリの内容規制について、基本的にアプリストアであったりアプリ事業者が行うべきだという点はそのとおりだと思いますが、それに対しての一種の指針的なものは必要だと思っています。単にレーティングや、そういう仕組みを紹介する場合でも、そのレーティングが日本の環境にあっているのか、どうなのかといったところも考えなければいけないので、最終的にどういった形に持っていくかは別にして議論は必要だろうと思っています。

3つ目は、単なるこのワーキングに対する意見になりますが、法令との関係については実際に注釈のところはかなり書かれています。私から全部法令との関係は必ず書いてほしいということで、注釈に入れてもらったという経緯がありますが、非常に読みにくい、分かりにくいところがあるので法令との関係や全体構造を考えてつくっていく必要があるのではないかと思います。

3つ目はワーキングに対する私の意見です。1つ目、2つ目については御回答をお願いいたします。よろしくお願いします。

【山本主査】 ありがとうございます。

それでは片岡さん、お願いいたします。

【片岡氏】 御質問ありがとうございます。

青少年保護のための情報の保護という観点、もともとのSPSIから外れていないと思います。それが、青少年に見せたくないものが見られないようにといったコンテンツの中身に入ってくると、情報の保護とは大分趣旨が異なってきます。本当に情報の保護ということであれば既にSPSIに入っているものであれば違和感はないですが、コンテンツの中身に入っていくともともとのスマートフォン・プライバシー・セキュリティ・イニシアティブとは離れていくのではないかという意見が1点目でした。

2番目の御質問ですが、何を目的にするかというところで、今回、総務省が関わって指針を考えるに当たって、手法や機能ではなくコンテンツの判断に踏み込むとすると、表現の自由などに照らしたときに重大なことを指針レベルで決めてしまうことになりますので、かなり慎重になったほうがいいということを申し上げます。

もちろん手法や機能に着目した上で、事業者の判断に資するものや、どうしたらいいか

分からない事業者にとって役に立つものがあるというのは、いいと思いますが、それがこのSPSIでやるべきものなのか、それ以外の方法もあるではないかという気もしています。この指針に書くのが果たして可能かも含めて、コンテンツそのものの判断に踏み込むとなると大分慎重にしなければいけないのではないかという意見でございます。

【寺田構成員】 ありがとうございます。

私もコンテンツモデレーションに関しては、今の延長線上で、ぱっと進めるよりは、もう少し考え直してやったほうがいいのではないかなと思っています。ありがとうございます。

【山本主査】 ありがとうございます。

それでは上沼さん、お願いいたします。

【上沼構成員】 御説明ありがとうございました。

私からも青少年保護の部分についてコメントです。寺田さんの御質問にも重複する点もありますが、環境も変わっている中で、目的が当初と変わってくるのはある程度はあることだと思いました。

青少年保護の関係法令の整理がされていないという点について、青少年保護の関係法令の整理をすることが、どのようにSPSIへの御意見に関係してくるのかを伺えればと思います。先ほどおっしゃっていただいたように、日本の場合は基本的にはインターネット環境整備法しかなく、環境整備法の基本的理念の一つが民間による自主的努力ということになっています。したがって、SPSIが民間による自主的努力という範疇のものであれば、関係法令を整理しても、それ以上のものは出てこないのではないかとと思われるためです。

また、コンテンツの中身に関する御懸念の点は分かりますが、今でもアプリのレーティングがされているので、青少年保護の観点が含まれたとしても、実務上は、現在行われていることと同じなのではないかと思われ、現状と同じレベルの場合にも御懸念があるのかお伺いできますでしょうか。

以上2点、関係法令とコンテンツの中身の話について伺えればと思います。以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。

本当にSPSIのアイデンティティに関わる重要な御議論が続いているかと思います。現時点で答えのないところもあるかと思いますが、片岡さんには今のところでのお考えを差し当たり伺えればと思います。よろしくお願いします。

【片岡氏】 御質問としてではなく御意見としておっしゃっていましたが、目的が変わ

ることはあり得るというのは、そのとおりだと思いますが、目的がどこまで広がっていくものなのかすごく気になっているところです。

目的が広がり、ぶれてしまうことで、どういった事業者が何のために参照していくのかというのもずれてしまい、本来のやりたいこととずれてきてしまうとよくないと思います。スマートフォンという切り口で何でも入ることとなると、本当に日常生活のあらゆるものが入ってきてしまう気がしますので、目的は変わることはあり得ると思いますけれども、目的を見失わず、きちんと目的を確認した上で議論を進めた方がいいのではないかという気はしています。

法令との関係について、SPSIもしくはそれと同じような形でつくるのであれば、項目としてどういうものがあるのかとレベル分けの話が出てくると思います。そうしたときに法令では何が決まっているかを確認した上で、項目としてこういう観点があり得る、法令にはないけどこういう項目もあるのではないかといった議論はもちろんあると思いますが、法令でやらなきゃいけないことあるいは法令にそう示唆されている観点があるのであれば、それを基に整理をしたほうが良いと思いますので、その意味で法令との関係はしっかり整理したほうが良いのではないかという意見でございました。

それからレーティングは現在いろんな事業者で行われているのではないかといった話がありましたが、レーティングの実際の審査基準が万国共通かという点、なかなかそうではないと思います。機能や手法に着目して、ベストプラクティスを紹介することはあり得ると思いますが、その中身について、例えばこの事業者がやっているものは正しいですと指針の中で言うてしまうことの危険性もあると思います。

また、中身に立ち入るとどうしても、これが私の考える正しい世界ですというものがぶつかることがあると思いますが、この指針でどこまで方向性を示してしまうのか、そこは危険性もはらんでいると思いますので慎重に考えたほうが良いと思っているということです。

私が考えるに、中身そのものというよりは機能や手法、その手法の一つとしてレーティングの基準を明示した上でやっていく手法があり得ると思いますので、そういった点を整理することがありえるのではないかという意見でした。

以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。

それでは太田さん、お願いいたします。

【太田構成員】 ありがとうございます。DataSignの太田です。御説明ありがとうございます。

私としては新経済連盟さんが主張されている、特に意見の1番目、2番目については、すごく共感できる場所です。実際に事業者がどういう対応をすればいいのかが分かりにくくなってきているのだらうというのは、私も感じている場所です。再整理するときに、法律ではここまで決められていて、ここは望ましくて、先進的な事項はここまでですよ、というのはちゃんと明確化をして、事業者がどういうことをすべきかSPSIの中で明確化していくべきだというのは、新経済連盟さんの意見を聞いて改めて思いました。

SPSIでいろいろと盛り込まれて分かりづらくなっているのではないかとということでしたが、今までのSPIは割と事業者団体やプラットフォーマーの方にも評価をされて、一定の事業者が参照して実行してきている経緯もあると思います。今までのSPIでどういった点が一番参照しやすく、実行しやすかったのかについて、もしお考えあれば参考にできると思いますのでお聞きしたいと思いました。

以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。

片岡さん、お願いします。

【片岡氏】 そこまでの細かいところを、会員企業から具体的に聞いているわけではないので私の感想になってしまうのですが、例えばプライバシーポリシーを作成するというように、やるべきことがすごくシンプルになっているというのは分かりやすいと思います。どんどん粒度が細く、具体的になり、あれもこれもやらなければいけないという形になってくると、底上げという目的からだんだん離れていってしまう気がしますので、シンプルにやるべきことが書かれており、それを伝える方が事業者としては参照しやすく、守りやすいのではないかと気はしております。

【太田構成員】 ありがとうございます。おっしゃられたようにシンプルに例えば法律はここまでで、一歩進んで望ましい事項はこれですよというのがシンプルに表現されて、それが守られるのが分かりやすく、実行されやすいということだと思いますが、例えばチェックリストみたいなもので、ここは法令遵守、望ましい事項としてやることがあり、そこにチェックを入れていくみたいなものというのはどうでしょうか。

【片岡氏】 これも私の感想になってしまうのですが、文章は厚みが出れば出るほど読みづらくなりますので、文章とともに、そういった視覚的に分かりやすく整理されたもの

があるのはいいのではないかと個人的には思います。

【太田構成員】 ありがとうございます。参考になりました。

【山本主査】 ありがとうございます。

それでは森さん、お願いいたします。

【森構成員】 森です。片岡さん、御説明ありがとうございました。意見1点と質問1点になります。

これは御案内のことですが、もともとのスマートフォン・プライバシー・イニシアティブの改定前のものは、まず利用者情報が対象になっており、個人情報には限らないことになっていますので、個人情報保護法の話だけではないということです。

書き方としては、プライバシー侵害を回避する観点から、これについて同意取得を行うという形になっており、望ましいこととして、法令では必ずしもないものを入れてきているわけですが、十分寄与するのではないかとさらに言えば、紛争が発生し事業者の方がプライバシー侵害ではないかと言われたりする、紛争が発生しなくても報道の対象になったりすることを、防ぐ意味があつてある程度オープンなものも望ましい事項には入ってきている事情があります。クリアカットに書くことがSPIの改定後でも改定前でも可能だとはあまり私は思っていないということが1点目です。

もう1点、片岡さんにお尋ねしたいことがありまして、先ほど来、皆さんから御質問のあるところ、本来は利用者情報、プラスセキュリティであつたというのは全くそのとおりですが今回セキュリティと青少年保護への拡大について、確かに守備範囲は拡大しましたがけれども、本来のSPIの目的というのはスマートフォンアプリの安心安全であつたわけですので、そのスマートフォンアプリの安心安全を考えたときに、利用者情報だけではなくセキュリティや青少年保護が入ってくるのは、割と普通の話なのではないかと思います。

SPSI以外でやるということについて、もちろん、他のものでもされているだろうと思いますし、それは当然、先行する検討を参照することは必要だと思いますけれども、ワンストップでSPSIにおいてやることもよいのではないのかという気もしています。守備範囲を拡大するためにメンバーも変更して進めており、セキュリティですと薦先生や、青少年保護については米田先生や上沼先生、そういった新たな守備範囲の拡大に対応したリソースを拡大しつつ、この場である程度検討し、一覧性のあるベストプラクティスとしてSPSIを出していくことには、特に一覧性という観点から意味があると思います。他でやらなくても、ここでやってもよいのではないかと思いますので片岡さんの意見を伺えればと思い

ます。よろしくお願いします。

【山本主査】 ありがとうございます。

それでは片岡さん、お願いいたします。

【片岡氏】 スマホアプリの安心安全といったときに、どこまででも広がってしまうのではないかと。一覧性と言っても、これもあれもと入れていくと、一覧性はあるかもしれないが何百ページのものになり、あまり事業者として見る気にならないものができて意味がないと思います。スマホアプリの安心安全といったときに、どういう観点でどこまでやるのか、スマホアプリの特殊性というのはどこまで考えられるのかといった軸をしっかりとっておかないと中身が広がってしまう可能性があります。

その観点で、少なくとも今までとは違う観点だということを認識しつつ、SPSIの目的が何かに立ち返り、変更する必要があるれば変更することになると思いますが、軸がずれているまま突き進むと、いつの間にか全然違う軸になっていることがあると思います。

しっかり確認しながら、なぜ入れる必要があるのか、なぜここに入れる必要があるのかの共通認識を持ちながら議論しないと、この先、それこそ広告の話や詐欺など、スマホアプリ提供事業者の行為ではないはずなのに、詐欺を防止するためにどうするかといった話まで広がっていき、なぜ総務省のイニシアティブで議論しているのか、となるのはよくないなと思っていますので、やるのであれば整理をしたほうが良いというのが私の考えです。

また、プラクティス集なのか、これをやったらいいというガイドラインなのかによって性格が異なってきますので、どういうものを目指していくのかも、中身が増えるのであればあらかじめ確認しておかないと、いろいろな性質のものがふわっと入ってきてしまい、事業者として参照しづらいものになりそうだなという予感がしております。

以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。

森さん、いかがでしょう。

【森構成員】 際限なく広がるとおっしゃいますけれども、例えば先ほどお話のありましたスマホソフトウェア競争促進法においても、競争阻害要因の中で正当化されるものの具体例として挙げられているものは、プライバシーと青少年保護とセキュリティだと理解しています。その3つ、さらに拡大される余地があり得ると思いますけれども、現時点ではその3つにある程度収束していると言えるのではないかと思います。そのため、性質上無制限に広がるものではないのではないのでしょうか。

一覧性との関係で考え方の違いがあるのかなと思いますが、義務なのか、プラクティスなのかというのも分けるといった話については、記載上は当然分けられてしかるべきなので、法律上こうですよということがSPSIの中身に入ってきた際には、しっかり分けられていることは必要だと思います。

しかし、あえて義務的なことを外して望ましいことだけ記載し、法律については法令のガイドラインを参照しなさいというようなことになると、私自身もアプリについてどんなことをやったらよいかと相談される機会がある時に参照している文献は一覧性のあるものになります。これはやらなければいけない、これは望ましいといといったものがあつた方が便利に使えているので、一覧性のあるものの方がよいと思ったところです。

以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。

薦さん、お願いいたします。

【薦オブザーバー】 ありがとうございます。弁護士の薦でございます。森先生から御紹介いただきましたとおり、サイバーセキュリティの観点で本ワーキンググループにオブザーバーとして参加している立場でございます。

セキュリティという観点で2点ほど、意見は交ざりますが御質問したいところがあります。まず1点目として、サイバーセキュリティと一口に言っても文脈が広く、今回の場合であればアプリとしてあるべきセキュリティや、アプリストアがあるべきセキュリティ体制といったものが入ってくると思います。

先ほどから議論になっているような法的な義務かどうかという点で申し上げると、特にサイバーセキュリティはあまり法律でここまでやりなさいと決まっているものではないと認識をしておりますし、法的な義務といったときに、どこまでの水準なのかというのがなかなか分かりづらい一方で、すべきもの、というのはあるだろうと思っています。

それを踏まえて、最低限備えるべきものというものとして、どういうものがあるかお考えを聞かせていただければと思っています。

2点目については、プライバシー・セキュリティそのものではないかもしれませんが、経済安全保障の観点についてお伺いできればと思っています。こちらサイバーセキュリティという文脈の中に入ってくるとは思っていますが、最近サプライチェーン・リスクという単語がいろんなところで用語として使われているところだと思います。アプリについても、いろんなプログラムを含めたものが一つのプロダクト、アプリとして出来上がり、

それをアプリストアが配布する流れがありますので、これも広い意味ではサプライチェーンだろうと思っております。

そのときに経済安全保障の観点で、今までであれば特定の企業だけで行われていたものが今後開放されていく動きがありますので、そうすると、サプライチェーン・リスクの懸念が払拭できないもの、例えば国民の個人情報等を不当に収集するようなアプリ、あるいは、それと結託したアプリストアというものが出てくることが懸念されると思っております。

そこで、新経連様として、このサプライチェーンの流れにおいて、経済安全保障的な視点についてどうお考えか、また、それにどういうふうに対処、対応すべきかについて伺いできればと思います。

以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。

片岡さん、お願いいたします。

【片岡氏】 まず、サイバーセキュリティについて、どこまで最低限やるべきと考えているかという点については、正直、私でも今、回答を持ち合わせているわけではなく、むしろ今、一般的に守られているという事項があるのであれば、それを書き出した上で、義務的事項、望ましい事項、先進的事項にレベル分けをしようというのを試みているところだと思いますので、まずは、現状がどうなっているのかを情報収集するのが重要なのではないかなと思っています。

直接関係するものではないですが決済関連、クレジットカード決済の安全やセキュリティなどの観点でも、最低限、これをやりましょうというものを決めることは難しいということがあります。目的が明らかではあるが、その実現の方法として最低限とすると結構難しいと思いますので、それを書き出すのは、なかなかチャレンジングなのではないかとは思っています。

経済安全保障との関連について、もちろん経済安全保障の観点というのは重要だと思うのですが、もし、やるのであればそれは経済安全保障の法令の枠組みの中で考えることだと思います。重要なのは今後、スマホソフトウェア競争促進法ができて利用者の選択肢が増えることです。その選択肢が増えた中できちんと自分に合った、自分の目的に合致するものを利用者が選んで使えるような環境が整えられていくことが重要であり、最初からその選択肢をどんどんなくしてしまうのは競争環境上よくないと思いますので、選択肢あるいは注意喚起など、そういったことも含めて世の中の利用者に理解してもらいつつ

進めるのが重要なのではないかと思います。

以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。

それでは米田さん、既にチャットで御趣旨は書いていただいていますけれども、御発言あれば、ぜひお願いいたします。

【米田オブザーバー】 ありがとうございます。今、文科省ではAIに関するガイドラインを作成しており、特に学校現場は、それに基づいて使用していこうといったことが結構あるので、今日のお話をお伺いしてもレーティングや、先ほどの事例的なものがあると、もちろん段階を経てではありますが、具体化されてよいのではないかと思います。ぜひ具体的にさせていただきたいと思っています。

以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。

寺田さん、チャットでまたかなり詳しく書いていただいています、付け加えることがあればお願いします。

【寺田構成員】 あくまでも意見にはなりますが、ベストプラクティスというのは多分、事業者にとって参照するべきものとして必要だろうとは思っています。

その一方でチェックリストや、これをしなさいということあまり具体的に書いてしまうと、事業者が自ら考えるということを行わなくなり、結局コピペが蔓延してしまうと思います。実際に、私がMCFでプライバシーポリシーのガイドライン作った際には、正直なところ、かなりコピペが蔓延してしまい、本当に十分に考えているのだろうかといった疑問が出てくることになります。底上げにつなげるためには、あまり細かく書きすぎず、どの程度がよいか十分検討してやらないと危ないなと思っています。

【山本主査】 ありがとうございます。

太田さん、もし口頭で何かあればお願いします。

【太田構成員】 先ほどの薦さんとのやり取りにおいて、決済に関してはPCIDSSが参考になるのではないかと思います。

以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。

一通り御意見、御質問いただいたと思いますが、追加で何かございますでしょうか。

【大内利用環境課長】 事務局から一言だけ明確化のためにコメントをさせていただき

たいと思います。

【山本主査】 もちろんです。

【大内利用環境課長】 利用環境課の大内でございます。本日、MCFさんや新経連さんのプレゼン及び皆様の闊達な御意見、誠にありがとうございました。

再整理の試みについて趣旨を明確化させていただきたいと考えており、先ほど太田構成員からもしっかりコメントいただいたところですが、我々の意図としましては、SPSIを望ましい取組として参照していただく関係事業者さんにとって分かりやすく、メリハリのついたものにすることが再整理の一義的な目的でございまして、その結果、当然ながら公正取引委員会における検討と調和が取れてくることもあり得るかもしれませんし、それが望ましいと思いますが、必ずしもこの分類そのものが正当化事由の整理そのものに直結して、それを目指しているものではない点だけは明確化のために申し上げておきたいと思います。

その一方で、総務省といたしましてはSPSIを遵守して、望ましい取組を講じていらっしゃる方が、他方でスマホ新法との関係において、反競争的であるなど様々な形で否定的な評価を受けるのだとすると、それはそれで法的安定性を損ねかねないこともございます。

例えば私自身が公正取引委員会の有識者検討会でSPSIの御説明をさせていただいた際には、この両者が可能な限り整合的な形で運用解釈されるようにという期待を申し上げているところでございます。その結果、望ましい取組と競争促進的な枠組みが両立するような形でスマホアプリ市場が発展していくことを我々としては期待をしており、その限りにおいてSPSIが当初の目的どおり望ましい取組を底上げ的に機能していくことを期待しています。そのための明確化の再整理についても引き続き御意見を伺いながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、明確化のためのコメントになります。

【山本主査】 ありがとうございます。今、おっしゃっていただいたところも重要かと思えます。

片岡さんから、新経連様から貴重な御意見いただいたと思います。アイデンティティというものをしっかり考えながら議論を進めていくことは重要だろうと思いました。

セキュリティが入ったというときも、SPIという言葉では対処し切れない問題があったので、まさにセキュリティいうものをつけてSPSIというタイトルに改定しました。今回もし別の保護法益を考えるのであれば、このタイトル自体の見直しや目的、趣旨においてしっかり示していくことも考えられますし、あるいは先ほどのお話のように、あくまでもSP

SIとしてのアイデンティティを維持しつつ、その中で可能な範囲で入れ込むことになるのかもしれませんが。いずれにしても、そういったことが不透明な形にならないように議論を深掘りしていくことが、事業者様にとっての分かりやすさ、理解のしやすさという点でも重要だと感じましたので、今後議論していく上で十分に気をつけていかなければいけないのかなと感じました。

言葉に戻りますと、SPSIのIはイニシアティブということで、先導していく、率先していくものとして高い理念を含まなければいけない一方で、理解のしやすさをどのように両立していくのか、そこがまさに再整理につながっていくと思います。事業者さんからそういった方向性について理解しにくい、バランスが悪いのではないかということがあれば、先ほど大内課長からもありましたように問題だと思います。この点でも本日いただいた御指摘は非常に重要だと思いますので、それらを踏まえながら今後議論を深めていきたいと思っています。

新経連様、片岡様、どうもありがとうございました。

【山本主査】 それでは、事務局から連絡事項をお願いいたします。

【小玉利用環境課課長補佐】 ありがとうございます。

次回会合は3月を予定しております。詳細については、追って事務局から御連絡をさせていただきます。

本日の議事録については、いつものとおり、事務局で作成の上、皆様に御確認いただいた後、公表することにいたしたいと思います。事務局からは以上でございます。

【山本主査】 ありがとうございました。

それでは本日、第20回の利用者情報に関するワーキンググループを終了させていただきます。昨日に引き続きでしたが、本日もお忙しい中、御参加いただきまして誠にありがとうございました。